

京丹後市長 三崎 政直 殿

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小西 清茂

京丹後市徘徊 SOS ネットワークへの個人情報の事前登録について（答申）

平成28年11月4日付8総務第2055号により諮問された、京丹後市徘徊 SOS ネットワークへの個人情報の事前登録について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

京丹後市個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定による本人以外のものからの収集の妥当性を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

- (1) 認知症の人が見当識障害で場所が分からない、記憶障害によって自分が何をしていたか思い出せないなど、全国的に行方不明になる人が増えている。本市においても、同様の行動により行方不明になるケースが発生していることから、有事の際の迅速な対応が求められている。
- (2) 市は、平成22年に市全域の介護保険事業所及び病院が市と連携して地域づくり及び行方不明者が発生した際の情報提供並びに情報集約を図ることを目的に京丹後市徘徊 SOS ネットワークを立ち上げている。また、平成26年には、京都府が市町村及び京都府警と一緒にあって行方不明時の連携要領を作成している。この要領の作成に伴って一部の市町村では、予め徘徊リスクの高い人の情報を収集し、行方不明者が発生した際に速やかに情報提供を行っている。
- (3) 市は、平成27年から行方不明者が発生した際に、介護保険事業所のケアマネジャーの協力を得て情報を集約するとともに協力機関に提供するという体制をとっているが、ケアマネジャーと連絡が取れないときは、迅速な対応に欠けることも予測されるため、より速く情報提供できるように、事前登録書によって情報を収集していきたい。
- (4) 認知症や記憶障害によって徘徊のおそれのある人は、自らの意思で事前登録書の同

意欄に名前を記載することが難しい又は記載できても本当の同意が得られたかは不明であることから、見守りを行っている家族等が本人に代わって登録を行うことを可能として、行方不明者の早期発見、早期保護に役立てたい。

- (5) 事前登録は、登録対象者の4親等以内の親族又は法定代理人によって、登録対象者の氏名、性別、生年月日、住所、身体の特徴及び状況、顔写真等の必要最小限の個人情報収集する。

3 審査会の判断理由

市が、徘徊 SOS ネットワークの業務を行うに当たり、意思能力が低下し、徘徊のおそれのある高齢者等から直接個人情報を収集することは困難であることが推察できる。このため、当該高齢者等が行方不明になった際に、迅速に情報提供が行えることを目的に、市が本人に代わる4親等以内の親族又は法定代理人から当該高齢者等の個人情報の収集を行うことについては、当該高齢者等の生命を確保することに繋がるなど相当の理由があり、かつ、当該高齢者等の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認められる。

4 留意事項

徘徊 SOS ネットワークの業務で取り扱う個人情報は、行方不明者を早期発見する際の共有情報として必要不可欠なものであるが、取扱いを間違えると当該高齢者等が不利益を被ることとなるほか、本業務における市民の信頼を失うこととなるため、十分な対策をもって業務を行うこと。

5 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------|-----------|
| 平成28年11月4日 | 諮問書の受理 |
| 平成28年11月16日 | 審議(第1回) |
| 平成28年12月20日 | 審議(第2回) |